

江戸川区拉致問題の解決に向けた啓発促進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(平成十八年法律第九十六号。以下「法」という。)

第三条の規定に基づき、拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題(以下「拉致問題等」という。)について積極的な啓発を行うことにより拉致問題に関する江戸川区民の理解を深め、もって拉致問題等の早期解決に寄与することを目的とする。

(区の役割)

第二条 江戸川区(以下「区」という。)は、国との連携を図りつつ積極的に拉致問題等に関する啓発に努めるものとする。

2 区は、法第四条第二項に定める北朝鮮人権侵害問題啓発週間において、同条第三項に規定する啓発事業を行うよう努めるものとする。

(委任)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。